

松江市小規模企業持続化補助金実施要領

この要領は、松江市小規模企業持続化補助金交付要綱に基づき、補助金交付の円滑かつ適正な運用実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

第1 補助事業の目的

小規模事業者の持続的発展に向け商工団体の伴走型支援と連携して企業力強化を支援し、地域の原動力となる小規模事業者の活性化を図るものとする。

第2 補助対象者

松江市小規模企業持続化補助金交付要綱第3条に定める小規模事業者であり、小規模事業者持続化補助金〈一般型 通常枠〉第19回または小規模事業者持続化補助金〈創業型〉第3回へ申請し、不採択となったもの。ただし、製造業（日本標準産業分類 大分類E）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業のうち第4号又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むものを除く。

第3 補助対象事業

交付規程に基づき、一般型 通常枠補助金または創業型補助金へ申請した事業（以下「補助事業」という。）。

第4 補助額・補助対象経費

（1）補助率 3分の2

補助上限20万円（複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、上限額が40万円～200万円。連携する小規模事業者数により異なる。）

（2）補助対象経費

補助事業実施に係る経費であり、次の条件をすべて満たすもの。

- ①使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②交付決定日以降に発生し、対象期間中に支払いが完了した経費
- ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。

【補助対象経費の区分】

- (1) 機械装置等費
- (2) 広報費
- (3) ウェブサイト関連費
- (4) 展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）
- (5) 旅費

(6) 新商品開発費

(7) 借料

(8) 委託・外注費

※各費目の詳細は、交付規程に基づく経費区分と同様とする

第5 申請手続き

(1) 提出書類

①松江市補助金等交付申請書（松江市補助金等交付規則第4条関係 様式第1号）

複数事業者による共同申請の場合は、共同申請者一覧を添付すること

②経営計画書

③補助事業計画書

④事業支援計画書

（法人の場合は以下の⑤-1を添付）

⑤-1 貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）

（個人事業主の場合は以下の⑤-2を添付）

⑤-2 直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1～4面））又は開業届

⑥事業承継に係る状況調べ（松江市小規模企業持続化補助金交付要綱関係 様式第1-1号）

⑦不採択通知書の写し（一般型 通常枠または創業型補助金を申請した場合）

⑧市税に滞納がないことが分かる証明書

（ア）②経営計画書及び③補助事業計画書は、交付規程に基づき交付申請した小規模事業者持続化補助金（一般型 通常枠または創業型）の申請内容を出力したものに代えることができるものとする。

（イ）②経営計画書及び③補助事業計画書は、事業内容の精度を高めるための軽微な変更は認める

（ウ）複数事業者による共同申請の場合は、⑤～⑥及び⑧は共同事業に参画する事業者ごとの書類が必要

（エ）⑥事業承継に係る状況調べは、小規模事業者持続化補助金（一般型 通常枠または創業型）の申請に未提出の場合は、提出を要しない

(2) 申請期間及び提出先

①申請期間

（ア）申請開始日

令和8年8月17日（月）

（イ）申請締切日：第2回募集（一般型 通常枠第19回分及び創業型第3回分）

令和8年8月31日（月）

②提出先

第6 事業実施期間等

採択された事業者は、交付決定日から令和9年3月31日までの間で補助事業を完了（補助対象経費の支払いまで含む）し、補助事業を完了した後30日を経過する日、又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書（松江市補助金等交付規則第12条関係 様式第5号）を提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。